第八条第六号ハ中「法第二条第八項第四号に掲げる行為に係る業務」を「店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる事項

(1)　電子取引基盤運営業務において行う特定店頭デリバティブ取引の種類及びその具体的内容

(2)　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の氏名及び役職名

(3)　電子取引基盤運営業務を行う部署及び法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務を行う部署（電子取引基盤運営業務の一部又は同項の規定に基づく公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合にあっては、その者を含む。）の名称及び組織の体制

(4)　電子取引基盤運営業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法

(5)　料金に関する事項

(6)　売付け及び買付けの気配その他価格情報を顧客に公表する方法（電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。）

(7)　取引価格の決定方法（特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、第百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額以下である場合には、次の(i)に掲げるもの又は次の(i)若しくは(ii)に掲げるもののいずれかを顧客が選択することができるものに限る。）及び取引の成立の時期

(i)　(6)の規定により公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法

(ii)　顧客の間の交渉（顧客の指定に基づき三以上の他の顧客に対して売付け又は買付けの気配の提示を求め、当該求めに応じ当該他の顧客が提示した売付け又は買付けの気配、(6)の規定により公表された売付け又は買付けの気配及び自己が売付け又は買付けの気配を提示する場合における当該気配を当該顧客に通知した上で行うものに限る。）に基づく価格を用いる方法

(8)　法第四十条の七第二項の規定に基づく公表を行う方法

(9)　電子取引基盤運営業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

(10)　電子取引基盤運営業務に係る決済の方法（法第百五十六条の六十二第一号又は第二号に掲げる取引に基づく債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に適切かつ迅速に負担させるための方法を含む。）及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

(11)　電子取引基盤運営業務に係る取引記録の作成及び保存の方法

(12)　電子取引基盤運営業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制

(13)　不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保に関する事項

(14)　その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

第十条第一項第三号ハ中「法第二条第八項第四号に掲げる行為に係る業務」を「店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

(1)　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

(2)　電子取引基盤運営業務に関する社内規則

(3)　電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

(4)　第八条第六号ト(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

第三十三条第二項中「次条」の下に「及び第百二十五条の七第二項第二号」を加える。

第四十四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　電子取引基盤運営業務を行う場合には、その旨

第四十五条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる事項

イ　電子取引基盤運営業務において行う特定店頭デリバティブ取引の種類及びその具体的内容

ロ　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の氏名及び役職名

ハ　電子取引基盤運営業務を行う部署及び法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務を行う部署（電子取引基盤運営業務の一部又は同項の規定に基づく公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合にあっては、その者を含む。）の名称及び組織の体制

ニ　電子取引基盤運営業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法

ホ　料金に関する事項

ヘ　売付け及び買付けの気配その他価格情報を顧客に公表する方法（電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。）

ト　取引価格の決定方法（特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、第百二十五条の八第二項各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額以下である場合には、次の(1)に掲げるもの又は次の(1)若しくは(2)に掲げるもののいずれかを顧客が選択することができるものに限る。）及び取引の成立の時期

(1)　への規定により公表された自己又は顧客の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法

(2)　顧客の間の交渉（顧客の指定に基づき三以上の他の顧客に対して売付け又は買付けの気配、への規定により公表された売付け又は買付けの気配及び自己が売付け又は買付けの気配を提示する場合における当該気配を当該顧客に通知した上で行うものに限る。）に基づく価格を用いる方法

チ　電子取引基盤運営業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

リ　電子取引基盤運営業務に係る決済の方法（法第百五十六条の六十二第一号又は第二号に掲げる取引に基づく債務を金融商品取引清算機関（当該金融商品取引清算機関が連携金融商品債務引受業務を行う場合には、連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に適切かつ迅速に負担させるための方法を含む。）及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

ヌ　電子取引基盤運営業務に係る取引記録の作成及び保存の方法

ル　電子取引基盤運営業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制

ヲ　不公正な取引の防止の方法その他の取引の公正の確保に関する事項

ワ　その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

カ　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ　電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ　電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ　電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ　第四十五条第七号リに掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

第四十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

第二章第二節第一款中第百二十五条の六の次に次の二条を加える。

（特定店頭デリバティブ取引）

第百二十五条の七　法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二十二項第五号に掲げる取引であって、当事者が元本（円建てのものに限る。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭（円建てのものに限る。以下この項において同じ。）を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもののうち、金融庁長官が指定するものとする。